

委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 市立大津市民病院警備業務
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委託料 年額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税別）
- 4 委託料の請求方法 毎月、当該月に係る委託業務の履行の完了確認後、請求する。

委託者 地方独立行政法人 市立大津市民病院（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- 2 乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の履行期間は、頭書の委託期間のとおりとする。

（検査）

第3条 乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、委託業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙に委託業務を実施するために必要な建物の仕様及び附帯設備（用水、電力、ガス等）を無償で提供するものとする。

- 2 委託業務の実施に必要な資機材、消耗品等は原則として乙の負担とする。ただし、甲が認めるときはこの限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはなら

ない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。

(3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において委託料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

第7条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8

条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は同法第65条若しくは第67条第1項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第7条の3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

(1) 第7条第1号若しくは第2号の規定によりこの契約が解除された場合において、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第3号の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第8条 乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第8条の2 乙は、この契約に関し、第7条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の解除及び契約期間の満了後も適用する。

(更新)

第10条 この契約は、業務の契約期間の満了する日から起算して120日前の日までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 甲又は乙が前項の規定によりこの契約を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定によるこの契約の更新は、4回を限度とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に第7条又は第7条の2の規定により甲がこの契約を解除することを妨げるものではない。

(疑義の決定)

第11条 この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

大津市本宮二丁目9番9号

委託者 甲 地方独立行政法人 市立大津市民病院
理事長 河内 明宏

〇〇〇

受託者 乙 〇〇〇

〇〇〇